

「指定短期入所生活介護及び
介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

社会福祉法人 釧路啓生会
在宅サービス釧路北園啓生園
老人短期入所施設

釧路啓生会サービス提供の 基本理念・基本方針

サービス提供の基本理念

当施設のサービスを利用する方々が、心身共に健やかに、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援する。

サービス提供の基本方針

- (イ) その人らしい生活を支える施設
- (ロ) 利用者の安全と自由が守られる施設
- (ハ) ぬくもりの伝わる施設
- (ニ) 介護に困っている方のお役にたてる施設
- (ホ) 利用者・家族・地域に信頼される施設

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 利用料金のお支払い方法
6. 苦情の受け付けについて
7. サービス利用の留意事項
8. 緊急時の対応
9. 非常災害対策
10. 事故発生時の対応
11. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き
12. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項
13. 感染症対策

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人釧路啓生会
法人所在地	北海道釧路市北園1丁目1番地27号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 中島太郎
電話番号	0154-55-5252
設立年月日	昭和48年12月25日

2. 事業所の概要

(1) ご利用施設

施設の名称	在宅サービス釧路北園啓生園老人短期入所施設
種類	指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業
施設の所在地	北海道釧路市北園1丁目1番地27号
施設長名	高橋 則之
電話番号	0154-55-5252
FAX番号	0154-55-5251
開設年月日	平成17年9月1日
営業日	365日 (年中無休)
利用定員	20人(専用ユニット10人、特養10ユニットに各1人)

(2) ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		介護保険指定番号	利用定数
施設サービス	指定介護老人福祉施設	0174100750	90人
居宅サービス	指定通所介護事業	0174100750	35人

(3) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定短期入所及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従いご利用者とその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者の日常生活上の活動について必要な支援を行う。
運営の方針	ご利用者の皆様方、お一人お一人の生活様式・生活習慣を大切に、安心して穏やかに生活できる様支援すると共に、介護にご苦労されているご家族の皆様方のお役にたてる施設として、緊急にご利用を希望される際にも、できるかぎりお応えできるように致します。

(4) 施設の概要

建物全体

敷地面積		12,595.45㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート2階建
	延床面積	7,329.40㎡
共用施設の概要		浴室・トイレ・洗面所・食堂・台所・居間

主な設備

設備	数	設備	数	設備	数	設備	数
機能訓練室	1	理美容室	1	いきがい教室	1	事務室	1
浴室	12	喫茶店	1	カラオケルーム	1	理事長室	1
トイレ	85	相談室	3	ボランティア室	2		
医務室	1	家族室	2	娯楽室	1		
歯科治療室	1	宿泊研修室	1	居室	110		
静養室	1	厨房	1	ユニット(食堂・他)	11		
洗濯室	1	交流室	3				
売店	1	交流ホール	1				

3. 職員の配置状況

《職員の配置状況》

従業者の職種	配置数	区分				指定基準
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者(施設長)	1		1			1
医師(嘱託)	1				1	
機能訓練指導員	3		3			1
看護師	6		5		1	利用者3人に1人
介護員	73		50		23	
生活相談員	4		4			1
栄養士	1		1			管理栄養士1
事務員	3		3			
介護支援専門員	1		1			
調理員	10		7		3	
運転手	2				2	
夜警業務員	3				3	
洗濯職員	7				7	

《サービス従事者の勤務体制》

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 常勤	4週8休
事務員	〃 〃	4週8休
生活相談員	〃 〃	4週8休
介護員	早出 7:00～16:00 遅出 13:00～22:00	4週8休
	日勤 9:00～18:00 夜勤 22:00～7:00	
看護職員	早出 7:00～16:30 遅出 10:00～19:00	4週8休
	日勤 9:00～18:00	
機能訓練職員	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 又は、 8:30～17:30 常勤	4週8休
栄養士	〃 〃	4週8休
医師	週1回 1日2時間	

4. 当事業所が提供するサービスと 利用料金

(1) 提供するサービス

①介護保険給付の対象となるサービス

サービス種別	内 容						
1. 食 事	<p>当事業所では、管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・きざみ食・治療食（糖尿食）を提供いたします。</p> <p>献立は、季節の食材に配慮し、祝祭日等行事食や選択食も取り入れバラエティーに富んだお料理を心掛け、楽しく食事ができるよう工夫しています。（食材料費は別途いただきます。）</p> <p>【食事時間】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>朝 食</td> <td>7:30 ～ 8:30</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>12:00 ～ 13:00</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>18:00 ～ 19:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基本的な食事時間を記載しましたが、実際には個々の生活リズムにあわせて食事をしていただけます。</p> <p>※食事は居室、リビングなどご希望の場所でお摂り頂けます。</p>	朝 食	7:30 ～ 8:30	昼 食	12:00 ～ 13:00	夕 食	18:00 ～ 19:00
朝 食	7:30 ～ 8:30						
昼 食	12:00 ～ 13:00						
夕 食	18:00 ～ 19:00						
2. 入 浴	<p>週2回ご利用いただけますが、それ以上ご希望の方には、ご相談に応じます。</p> <p>体調不良により入浴が困難な場合は、清拭にて対応いたします。</p>						
3. 排 泄	<p>排泄の自立を促すため、ご利用者の心身の状況に応じた援助を行います。</p> <p>オムツ使用のご利用者には、排泄の自立を図るため、排泄間隔の把握に努め、適時のオムツ交換に努めます。</p>						

4. 機能訓練	<p>機能訓練指導員又は介護員により、ご利用者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。</p>																														
5. 健康管理	<p>医師や看護師により健康管理を行います。</p> <p>サービス利用中の医療については、かかりつけ医の診察を受けていただくことを基本とします。</p> <p>また、身体状況により専門医療機関や、当園の協力医療機関での受診が可能です。</p> <p>《嘱託医療機関》</p> <table border="1" data-bbox="507 611 1412 763"> <tr> <td>医療機関名</td> <td>すどう内科クリニック</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>釧路市東川町 3-11</td> </tr> <tr> <td>診療科</td> <td>内科・循環器内科</td> </tr> </table> <p>《協力医療機関》</p> <table border="1" data-bbox="507 864 1412 1016"> <tr> <td>医療機関名</td> <td>太平洋記念みなみ病院</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>釧路市春採 7-9-9</td> </tr> <tr> <td>診療科</td> <td>内科</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1016 1412 1169"> <tr> <td>医療機関名</td> <td>釧路第一病院</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>釧路市鳥取大通 4-11-10</td> </tr> <tr> <td>診療科</td> <td>皮膚科</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1169 1412 1321"> <tr> <td>医療機関名</td> <td>足立泌尿器科クリニック</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>釧路市光陽町 5-10</td> </tr> <tr> <td>診療科</td> <td>泌尿器科</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1321 1412 1496"> <tr> <td>医療機関名</td> <td>加藤歯科医院</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>釧路市鳥取大通 4-1-13</td> </tr> <tr> <td>診療科</td> <td>歯科</td> </tr> </table>	医療機関名	すどう内科クリニック	所在地	釧路市東川町 3-11	診療科	内科・循環器内科	医療機関名	太平洋記念みなみ病院	所在地	釧路市春採 7-9-9	診療科	内科	医療機関名	釧路第一病院	所在地	釧路市鳥取大通 4-11-10	診療科	皮膚科	医療機関名	足立泌尿器科クリニック	所在地	釧路市光陽町 5-10	診療科	泌尿器科	医療機関名	加藤歯科医院	所在地	釧路市鳥取大通 4-1-13	診療科	歯科
医療機関名	すどう内科クリニック																														
所在地	釧路市東川町 3-11																														
診療科	内科・循環器内科																														
医療機関名	太平洋記念みなみ病院																														
所在地	釧路市春採 7-9-9																														
診療科	内科																														
医療機関名	釧路第一病院																														
所在地	釧路市鳥取大通 4-11-10																														
診療科	皮膚科																														
医療機関名	足立泌尿器科クリニック																														
所在地	釧路市光陽町 5-10																														
診療科	泌尿器科																														
医療機関名	加藤歯科医院																														
所在地	釧路市鳥取大通 4-1-13																														
診療科	歯科																														
6. 送迎	<p>ご自宅から事業所までの送迎を行います。</p>																														
7. その他 自立への支援	<p>①ご利用者の心身の状況に応じ、家庭生活における生活習慣に配慮しつつ、日常生活上の家事などを促すことにより、可能な限り自立した日常生活を送れる様支援する。</p> <p>②ご利用者相互が社会的関係を築き、自律的な生活ができる様支援する。</p> <p>③ご利用者の嗜好に応じた、趣味・娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、これらの活動の支援をする。</p>																														

②介護保険給付の対象とならないサービス

サービスの種別	内 容
滞在費	ご利用期間内の居住空間相当分（日額×利用日数）をいただきます。
食費	ご利用期間内に提供する食費（食材料費＋調理費）
通常の事業実施区域外への送迎	釧路市（但し、音別町・阿寒町・阿寒湖畔を除く）及び釧路町（但し、遠矢・別保・昆布森地区を除く）。
理・美容代	要した費用の実費
レクリエーション サークル活動など	ご利用者の希望により、レクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。 材料費・経費などは実費ですので、ご契約者にもご確認のうえ事前に希望をとります。
日常生活上必要となる諸費用実費	ご利用者のご希望により、日常生活に必要なものを提供する場合に、ご利用者に負担していただくことが適当であるものについての費用です。

③その他施設の対応で行うサービス（無料）

通院・入院時の送迎	ご利用者の通院や入院の送迎は、下記の状況等により施設で行います。 《ご利用者の心身の状態、家族等の事情などを考慮し、送迎が必要な場合》
洗 濯	ご利用者の下着・衣類等の洗濯は、施設で行います。 但し、ドライウールマーク・化繊100パーセントのものは対応できません。
サービス記録の提示・複写物交付	ご契約者が、サービス記録について記録の開示、また複写物を必要とする場合は、いつでもお申し出ください。

（２）サービスの利用料金

①介護保険給付対象のサービス料金

- 短期入所生活介護費（併設・ユニット型）

基本部分(算定項目)					
介護度	介護単位	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算Ⅱ	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1日の 利用者負担金
要介護 1	704 単位/日	12 単位/日	18 単位/日	18 単位/日	(1割) 752円
					(2割) 1,504円
					(3割) 2,256円
要介護 2	772 単位/日	12 単位/日	18 単位/日	18 単位/日	(1割) 820円
					(2割) 1,640円
					(3割) 2,460円
要介護 3	847 単位/日	12 単位/日	18 単位/日	18 単位/日	(1割) 895円
					(2割) 1,790円
					(3割) 2,685円
要介護 4	918 単位/日	12 単位/日	18 単位/日	18 単位/日	(1割) 966円
					(2割) 1,932円
					(3割) 2,898円
要介護 5	987 単位/日	12 単位/日	18 単位/日	18 単位/日	(1割) 1,035円
					(2割) 2,070円
					(3割) 3,105円

併設型ユニット型短期入所生活介護費
(介護・看護職員配置3…1)

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(月額) 介護職員等の確保、処遇改善の為の加算

～所定の介護サービス費及び各加算により算定された1ヶ月の単位数に14.0%を掛けた金額
(食費・滞在費等の実費負担金は含まれません)

※対象となる場合には若年性認知症利用者受入加算が発生します。

～120単位/日 (1割)120円/日 (2割)240円/日 (3割)360/日

○介護予防短期入所生活介護費(併設・ユニット型)

基本部分《算定項目》				
介護度	介護単位	機能訓練 体制加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1日の 利用者負担金
要支援1	529 単位/日	12 単位/日	18 単位/日	(1割) 559円
				(2割) 1,118円
				(3割) 1,677円
要支援2	656 単位/日	12 単位/日	18 単位/日	(1割) 686円
				(2割) 1,372円
				(3割) 2,058円

併設型ユニット型
介護予防短期入所生活介護費

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（月額）介護職員等の確保、処遇改善の為の加算

～所定の介護サービス費及び各加算により算定された1ヶ月の単位数に14.0%を掛けた金額
（食費・滞在費等の実費負担金は含まれません）

○各種サービス単価表（各介護度共通）

加算種類	条 件	加算単位	利用者負担額
送迎加算 （片道）	送迎を行った場合	184単位	(1割) 184円
			(2割) 368円
			(3割) 552円

②介護保険給付対象外サービス料金

○滞在費

負 担 限 度 額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日	2,066円/日

○食 費

1食あたりの食費は、朝食395円、昼食525円、夕食525円となりますが、
所得状況によりご負担いただく1日の負担限度額は下表のとおりとなっています。

負 担 限 度 額				基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,445円/日

○その他

サービスの種別	料 金
テレビ（個室）料金	日額30円
理・美容代	要した費用の実費
レクリエーション サークル活動など	要した費用の実費
日常生活上必要となる 諸費用実費	ご利用者のご希望により、日常生活に必要なものを提供する 場合の費用です。

※課税状況により社会福祉法人の軽減制度の適用を受けられます。

（3）その他、利用料金について

- ① ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、要介護度決定後、介護保険から自己負担額を除く金額が払い戻されます。（償還払い）

*申請される場合には、「サービス提供証明書（利用領収書）」を交付いたします。

- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約の負担額を変更します。
- ③ 利用期間中に、ご利用者が受診された専門医療機関での医療費については、ご契約者の支払いとなります。

(4) 利用の中止・変更・追加

- ① 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として 500 円をお支払いいただきます。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ 契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止する事ができます。その場合、既に提供されたサービスに係る利用料金は、お支払いいただきます。

(5) サービス利用料金の算出

介護保険給付対象サービス料金の自己負担額+介護保険給付対象外サービス料=利用者負担金

5. 利用料金のお支払い

利用料・費用は、ご利用期間分を 1 ヶ月毎に計算してご請求致します。

翌月 20 日までに下記の方法によりお支払いください。

お支払い方法 : 銀行口座自動引落とし

※但し、みずほ銀行・秋田銀行など一部引き落とし出来ない金融機関があります。

6. 苦情の受け付けについて

(1) 苦情に対する体制・対応の手順

サービス利用者等が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、苦情受付担当者を下記のとおり配置しております。

苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が内容・意向等を聞くと共にサービス提供者からも事情を確認します。その上で、内容等を精査し、苦情解決責任者(園長)へ報告、又は必要に応じて会議を開催し、速やかに対応方法含めた結果報告をして、関係者への連絡調整を行います。その際、苦情に対する内容、経過、対応記録を保管し再発防止に活用します。

(2) 当事業所における苦情受け付

苦情受付窓口	総務課長 濱名 一也
受付方法	電話・郵便・苦情受付ボックス
受付時刻	毎週 月曜日～金曜日 9:00～18:00
電話番号	0154-55-5252

(3) 行政機関その他苦情受付機関

釧路市福祉部 介護高齢課	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5151
	FAX	0154-32-2003
	受付時間	8:50～17:20
北海道国民健康保健 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	FAX	011-231-5178
	受付時間	9:00～17:00
北海道保健福祉部 施設運営指導課	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話番号	011-231-4111
	FAX	011-232-1097
	受付時間	9:00～17:00

(4) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

7. サービス利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みについて

利用にあたり、日常生活に必要なものは取り揃えておりますが、特別なものの持ち込みを希望される場合にはご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
故意に、又はわずかな注意をはらえば避けられたにも係わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ② ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生などの管理上必要がある

と認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮をいたします。

- ③ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) ハラスメント防止対策について

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項（職員に対する禁止行為）
 - ・身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす、または、及ばれそうになった行為）
 - ・精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

- (4) 喫煙について 居室内で喫煙はできません。

8. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

9. 非常災害対策

- ① 介護老人福祉施設サービス提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。又、管理者は日常的に、具体的な対処方法、避難経路及び協力機関、地域町内会との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとします。
- ② 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、定期的に避難訓練を行い、又、非常災害時の関係機関、地域町内会の通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難設備及び非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備します。

10. 事故発生時の対応

- ① 当事業所において、サービス提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族、関係機関等に連絡を行うとともに、事故発生対応のマニュアルに基づき必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故の原因を解明し、

再発生を防ぐための対策を講じます。

- ③ 事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- ④ 損害賠償保険への加入…（契約書第16条参照）

本事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名： 社会福祉施設総合保障制度（居宅介護事業者賠償責任保険）

保障の概要：対人、対物、人権侵害事故補償、経済的損害補償等

- ⑤ 事故防止に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しております。

事故防止に関する委員会	安全対策委員会
安全対策に関する担当者	施設サービス課 課長補佐 木村 夢実枝

1 1. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

当事業所は、介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により、サービス提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行いません。

「緊急やむを得ない場合」とは、一時的に発生する突発事態にのみ限定しますが、次ぎの要件、手続きに沿って慎重に判断することを約束します。

- ① 「緊迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、「緊急やむを得ない場合」に該当すると施設全体が判断した場合。

- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、拘束の内容、目的、時間、その際の利用者の心身の状況、拘束を行った理由を記録し、利用者又は家族の確認を得るものとします。

- ③ 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その後の、利用者の日々の心身の状況などの観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行い遂次その記録を加えご家族へ情報をお伝えします。

1 2. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、ご利用者等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所としての措置

- ① 高齢者虐待防止に関する委員会、担当者を以下のとおり選定しています。

高齢者虐待に関する委員会	身体拘束廃止・虐待防止委員会
高齢者虐待に関する担当者	施設サービス課 課長補佐 齋藤 修

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を6項のとおり整備しております。
- ④高齢者虐待防止研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- ⑤個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- ⑥職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できるよう配慮するほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組めるように努めます。

(2) 相談・連絡先

釧路市福祉部介護高齢課 高齢福祉担当	所在地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5185
	受付時間	8:50～17:20
釧路町健康福祉部介護高齢課 地域包括支援係	所在地	釧路町東陽大通西1丁目1番1号
	電話番号	0154-40-5217
	受付時間	8:45～17:15
北海道高齢者虐待防止 相談支援センター	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2. 7 2階
	電話番号	011-281-0928
	受付時間	平日9:00～17:00 ※休日・夜間は、留守番電話で対応

1 3 . 感染症対策

(1) 感染症対策の強化

- ①当事業所においては感染症対策の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施し、感染症の発生防止に努めるとともに、園内感染発生時においては、蔓延防止に努めます。
- ②事業所内の感染防止のため、下記の理由により、サービス利用を中止又は延期させていただく場合があります。
 - ・サービス利用前の健康確認により、発熱、咳、鼻水、倦怠感等の感染が疑われる症状が顕著であった場合
 - ・同居者の感染症罹患があった場合
 - ・事業所内で感染が確認され、営業を休止する場合

(2) 感染の発生時における対応

- ①当事業所関係者に感染が発生した際は、必要に応じて保健所及びその他の関係機関へ報告を行うとともに、必要な情報提供を行います。
- ②感染が発生した際は、感染症マニュアルに沿った対応を行います。

③職員の感染状況などにより、最低限の人員によるサービス提供となる場合があります、その際は、受入利用者数の制限やサービス提供時間の短縮、サービス内容の一部変更等を行うことがあります。

(3) その他

①サービス利用中に、熱発やその他感染が疑われる症状が見られた場合は、かかりつけ病院等の医療機関への受診を依頼するとともに、受診の結果、感染症の発症やその他療養が必要との診断を受けた場合は、原則、サービス利用を中止させていただきます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

在宅サービス釧路北園啓生園老人短期入所施設

説明者職氏名 _____

私は、本書面に基ついで事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____

契約者住所 _____

氏 名 _____

(続柄)

令和 6年 8月 1日現在